

プラスチック資源循環法に基づく再商品化計画の認定を受けました

堺市では、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」という。）第 33 条に基づき、主務大臣（環境大臣及び経済産業大臣）に再商品化計画認定の申請を行い、審査の結果、令和 6 年 3 月 29 日付けで主務大臣の認定を受けました。なお、本認定は、大阪府内の自治体では初めての認定となります。

本市ではこれまで、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、家庭から排出されるプラスチック容器包装廃棄物の分別収集・リサイクルを実施してきましたが、本認定により、再商品化工程の合理化及びリサイクルの見える化（※）をすることができるようになります。

認定を受けた計画に則り、令和 4 年 4 月に施行されたプラスチック資源循環法で新設された制度を活用し、リサイクルの見える化及び材料リサイクルに市が主体的に取り組み、効率的・合理的に再商品化を実施することで、プラスチックの資源循環及び脱炭素社会の構築をより一層推進します。

※ リサイクルの見える化：分別回収したものを何にリサイクルするかあらかじめ市民に示すこと。

1 再商品化計画の期間

令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 7 年 3 月 31 日（月）

2 分別収集物の種類及び量の見込み

プラスチック容器包装廃棄物 4,420t/年

※家庭から排出され、本市で収集したもののうち再商品化の対象となるもの

3 再商品化の実施方法（再商品化製品）

材料リサイクル（ペレット※等）

※プラスチックを加熱し粒状にしたもので、物流パレット等の原料となるもの

4 再商品化事業者（分別収集物の処分を行う者）

三重中央開発株式会社

代表者：代表取締役 平井 俊文

施設の所在地：三重県伊賀市治田 3651-1

DINS 関西株式会社

代表者：代表取締役 下地 正勝

施設の所在地：大阪府寝屋川市大字打上 1641-1 他 21 筆

5 再商品化認定制度の概要（参考）

プラスチック資源循環法第 33 条に基づき、自治体が再商品化計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、これまで容器包装リサイクル法において市区町村と再商品化事業者のそれぞれで行っていた選別、圧縮等の中間処理工程の一体化・合理化が可能になる制度。

また、容器包装リサイクル法に基づきリサイクルでは、再商品化の実施方法及び再商品化製品を自治体を選択することができないのに対し、自治体が事業者と連携して再商品化認定制度を活用することで、再商品化の実施方法に市区町村が主体的に関与し、市民に再商品化製品をあらかじめ示すことが可能になる。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：環境局 環境事業部 環境事業管理課 電 話：072-228-7478 ファックス：072-229-4454
----------------------------	---